

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告する。

平成 15 年 4 月 28 日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

本田技研工業株式会社 代表取締役 吉野 浩行
東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

奥西木工株式会社
京都市山科区大宅御供田町 29 の 1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積 (1,000 m²) 以下となる日

平成 15 年 5 月 10 日

3 届出年月日

平成 15 年 4 月 9 日

(産業観光局商工部商業振興課)

